

20世紀国際法の変化

前史	国際法の機能 ◆ 転換点	戦争・武力行使 軍事技術の発展／総力戦化	経済社会協力 産業社会の発展／矛盾
19世紀	紛争(戦争)の発生回避 = 国際法の消極性	正戦(正当事由による入口規制) 戦争の正当事由(回復・刑罰・自衛) = 戦争は「恐怖の訴訟」(法の回復) ↓ 戦争の自由 (「正しい敵」同志の戦い) 「開戦宣言から講和条約の間の時間秩序」としての戦争 講和による新秩序の構築 → 戦時国際法(交戦法規、中立法規) = 戦争の拡大防止・人道化	国内管轄事項 (国際法の不関与)
20世紀前半	◆ ハーグ平和会議 (1899年、1907年)	国際紛争平和処理条約 常設仲裁裁判所(PCA) ↓	私的国際団体 ↓ 国際行政連合・国際事務局
	◆ WWI 秘密の同盟条約の網の目を伝って意図せざる戦争のヨーロッパ全域への拡大		

20世紀

前期

◆国際連盟
国際労働機関(ILO)

集団安全保障体制
(体制の「内なる敵」)
戦争のモラトリウム→抜け穴(loophole)
正義と公道のための戦争の許容
・政治的紛争＝連盟による審議・制裁
法的紛争＝裁判による解決(PCIJ)

↓
1928年 不戦条約(自衛戦争の除外)
→開戦宣言なしの戦争(事実上の戦争)
連盟の政治的機能の崩壊 →

◆WWII
◆ニュールンベルグ・極東軍事法廷

連盟規約の社会経済的協力
22条(委任統治)
23条(人道的・社会的・経済的任務)
24条(国際事務局)
既存の事務局が連盟指揮下へ
入ることに消極的→失敗!

↓
ブルース報告
(国際経済社会協力強化の提言)

後期

◆国際連合
国際司法裁判所
(ICJ)

集団安全保障体制の強化
＝「牙」(安全保障理事会の制裁措置) ⇔拒否権の桎梏

武力行使の禁止原則
「個別的又は集団的自衛の固有の権利」

↓
・経済社会理事会
専門機関(specialized agencies)の監督
・信託統治理事会
住民の自治・独立に向けての漸進的
発達
・UNDP, UNEP, UNIDO, UNCTAD

冷戦

20世紀
後期

国際法の積極性
(国際協力による国際
的利益の実現・促進)

冷戦終結

侵略の定義に関する決議(1974)
PKO
多国籍軍(有志連合)への授權
smart sanction

↓

安保理の活性化(第7章措置)
地域紛争の激化

旧ユーゴ刑事法廷(ICTY, 1993)
旧ルワンダ刑事法廷(ICTR, 1994)
国際刑事裁判所(ICC, 1998)

・人権保護
ジェノサイド条約(1948)
世界人権宣言(1948)
→国際人権規約(1966)／個人通報議定書
植民地独立付与宣言(1960)
友好関係原則宣言(1970)
・新しい領域レジーム
南極条約(1959)
宇宙原則宣言(1963) 宇宙条約(1966)
海洋法条約と深海底制度(1982)
→人類の共通財産(CHM原則)
・自由で公正な貿易秩序
GATT/WTO 紛争解決了解(1994)

20世紀末
から21世紀

グローバル化の時代

協力義務
(duty to cooperate)

対テロ国際協力
テロ関連13条約
安保理のtargeted sanction
9・11同時多発テロ
ソマリア海賊
イスラーム国
サイバーテロ

・地球環境保護
人間環境宣言(1972)／リオ宣言(1992)
ワシントン条約(1973)
オゾン層保護条約(1985)
地球変動枠組条約(1992)／京都議定書
生物多様性条約(1992)